

軽犯罪法 1 条 2 項の「正当な理由」について(判例タイムズ 1296 号 141 頁以下)

1. 事件の概要

深夜の路上でサイクリング中の被告人が、ズボンの左前ポケット内に催涙スプレー1本を携帯していたことが、軽犯罪法 1 条 2 号にいう「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」に当たり、かつ、「隠して携帯」に当たるかが争われた事例。

2. 参照条文(軽犯罪法 1 条 2 項)

第一条 左の各号の一に該当するものは、これを拘留又は科料に処する。

一(略)

二 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

3. 判決要旨(最高裁第一法廷判決平成 21 年 3 月 26 日)

1. 軽犯罪法 1 条 2 項にいう「正当な理由」があるとは、同号所定の器具を隠して携帯することが、職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合をいい、これに該当するか否かは、当該器具の用途や形状・性能、隠匿携帯した者の職業や日常生活との関係、隠匿携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況等の客観的要素と隠匿携帯の動機、目的、認識等の主観的要素とを総合的に勘案して判断すべきである。

2. 職務上の必要から、軽犯罪法 1 条 2 項所定の器具に当たる護身用に製造された比較的小型の催涙スプレーを入手した者が、これを健康上の理由で行う深夜路上でのサイクリングに際し、専ら防御用としてズボンのポケット内に入れて携帯したなどの本件事実関係のもとでは、同隠匿携帯は、同号にいう「正当な理由」によるものであったといえる。

4. 評釈

軽犯罪法 1 条 2 項の「正当な理由」の具体的判断については、銃砲刀剣類所持等取締法 22 条の「業務その他正当な理由による場合を除いては」と同様に解される。「業務」とは「人が職業その他の社会生活上の地位に基づき、継続的に行う事務または事業」であり、「その他正当な理由」とは、社会通念上、刃物を携帯することが当然に認められるような場合である(例えば、包丁を購入して持ち帰る場合や登山者が登山用ナイフを携帯する場合)。他方、喧嘩の際の護身用としてナイフを携帯するような場合はこれらに当たらない。

とすれば、一般的に催涙スプレーの隠匿携帯に関しては、「正当な理由」にはあたらないといえる。ただこの判決において無罪判決が出たのは、あくまで事実即ち判断であって、催涙スプレーの隠匿携帯が一般的に同条に触れないものではないことに注意すべきである。

5. 私見

治安悪化のため、催涙スプレーのような防犯グッズを購入する人が増加しており、一概にこれらの器具の隠匿携帯を違法とするのはやはり妥当ではなく、最高裁が無罪判決を出した点について評価できる。このように考えれば、非力な女性が深夜に暴漢対策として催涙スプレー等を携帯していた場合は、「正当な理由」に当たると思われる。

今後このような事件が増えることが予想されるが、リーディングケースとして「正当な理由」の判断方法を示したこの判決を支持しうるものである。

6. 参考文献

・伊藤榮樹『軽犯罪法(三訂版)』[1982]65 頁以下

以上